

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案の概要

平成 26 年 2 月 13 日
総務省自治行政局福利課

1 改正の趣旨

- 平成 26 年度の地方公務員共済年金の額を算定する基礎となる再評価率の改定等を行うほか、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 99 号。以下「特例水準解消法」という。）により、特例水準の年金額について▲0.7%改定する等、所要の規定の整備を行う。

2 改正の概要

- (1) 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令（平成 17 年政令第 83 号）の一部改正
 - 68 歳未満の者に係る年金額（新規裁定者の年金額）は、原則、毎年度名目手取り賃金変動率を基準として改定、68 歳以上の者に係る年金額（既裁定者の年金額）は、原則、毎年度物価変動率を基準として改定することとされている。ただし、名目手取り賃金変動率が 1 を上回り、かつ物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、新規裁定者、既裁定者いずれも名目手取り賃金変動率を基準として改定する仕組みとされている。
 - 平成 26 年度の年金額は、平成 25 年平均の消費者物価指数の対前年比変動率がプラス 0.4%、名目手取り賃金変動率がプラス 0.3%となったことから、名目手取り賃金変動率を基準として改定する。（0.3%の引き上げ）
- (2) 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 287 号）の一部改正
 - 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）の経過措置に基づき、年金額については、物価スライド特例水準（平成 12～14 年度の物価スライドを実施せずに据え置いた水準）の年金額が平成 16 年改正後の規定により算定された本来の年金額（本来水準の年金額）を上回る場合は、物価スライド特例水準の年金額とすることとされている。
 - この物価スライド特例水準の年金額は、物価上昇に伴う改定は行わないこととされている。
 - また、特例水準解消法により、平成 26 年 4 月以後の年金額について、本来水準との差を 1.0%解消することとされている。
 - よって、平成 26 年度の年金額の場合、平成 25 年の物価水準は平成 24 年の物価水準と比較してプラス 0.4%となっており、物価上昇に伴う改定は行わず、また、本来水準の年金額が 0.3%引き上がることから、特例水準と本来水準の差を 1.0%解消するため、平成 26 年度の特例水準の年金額については▲0.7%改定する。（0.7%の引き下げ）

- (3) 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成23年政令第151号）の一部改正
- 地方議会議員年金制度については、平成23年6月1日をもって制度が廃止されたが、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講ずることとされたところ。
 - この経過措置として支給する地方議会議員の年金額についても、廃止前と同様、物価変動率を参酌して改定することとされており、平成26年度の議員年金の年金額を公的年金と同様にプラス0.3%改定するもの。
 - ただし、受給権発生時より受給している年金額が、物価変動率を参酌して改定された年金額を上回る場合は、従前額が保障される仕組みとされている。
- (4) 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）の一部改正
- 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「機能強化法」という。）により地共済法が改正され、その一部の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行令について、以下のとおり所要の規定の整備を行うもの。
 - ・ 特別支給の退職共済年金の障害特例の見直しに伴う規定の整備
特別支給の退職共済年金の受給権者で、障害の状態にある者については、本人から請求があった翌月から定額部分を支給することとされている。
機能強化法により、政令で定める障害年金を受けるときには、障害の状態にあると判断された時に遡って当該定額部分を支給することとする改正が行われたことに伴い、対象となる障害年金を定める。

3 根拠法令

- ・ 地共済法第44条の2第5項、第44条の3第4項
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年法律第132号）附則第4条の2の規定により読み替えられた同法附則第4条第2項、附則第5条の2の規定により読み替えられた同法附則第5条第2項及び同法附則第7条第1項第2号
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成12年法律第22号）附則第11条第11項及び附則別表
- ・ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第98条第4項
- ・ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）附則第21条
- ・ 機能強化法による改正後の地共済法附則第20条の2第6項

4 スケジュール

施行日：平成26年4月1日（火）